

軽音楽ジャズ研究会 部則

第一章（名称及び目的）

- 第一条（名称） 本部は東京理科大学文化会軽音楽ジャズ研究会と称し、本部を野田校舎内に置く。
- 第二条（目的） 本部は東京理科大学の建学の精神に基づき行動し、部員相互の親睦を計り音楽を通し心身の向上を計ることを目的とし大学の指示に全面的に従うものとする。
- 第三条 部員は軽音楽ジャズ研究会部則に従うものとする。

第二章（組織）

- 第四条 本部は顧問を置く。顧問は本学の専任教員（講師以上）とする。
- 第五条 本部は役員以下、現役部員中心に運営、活動を行うものとする。
- 第六条 役員は部長（一名）、副部長（一名）、会計（一名）、文化会（一名）、総務（一名）、広報（一名）により構成するものとする。また各役員は必要に応じて補佐を任命することができる。
- 第七条 部長は部員に対し、練習および公共の活動に参加する等の本部の活動に関して的確な指示を与えると共に、これらの活動に対して全責任をもつものとする。
- 第八条 副部長は部長の指示に基づき、部長の補佐を行うものとする。
- 第九条 会計は部費、領収書等の管理を行うものとする。
- 第十条 文化会は文化会本部と連携し、学生会と本部の連帯の責を負うものとする。
- 第十一条 総務は本部の主に学外活動において企画、運営にあたるものとする。
- 第十二条 広報は対外、対内において本部の活動の連絡を行うものとする。
- 第十三条 全ての役員は役割に関して部長、役員会と連帯し、これを部員に対し説明する義務を負う。
- 第十四条 全ての役員は学年会議により候補者を選出し決定され、それぞれの引継ぎを行うものとする。
- 第十五条 役員会に対し異議がある者は、総会、または役員会においてそれを申し立てるものとする。
- 第十六条 役員の新旧交代は、新旧役員の会合により決定し、任期は12月1日から11月末日までとする。

第三章（会議・会合）

- 第十七条 本部は役員会、総会を開く。（総会は全ての部員により構成され年2回開催し、必要ある時、部長は臨時総会を召集することができる。）
- 第十八条 役員会は役員の開催依頼により開く。
- 第十九条 重要事項の決議は全て出席部員の（委任状を含め）過半数の賛成を必要とし、議長は部長、又は部長が指名するものがあたる。
- 第二十条 緊急時など、役員会、総会を経ることが出来ない場合、部長はその責任において判断を決定、指示することができる。

第四章（運営費）

- 第二十一条 部費は部員が共同で使えるものの費用に充てるものとし、部員から一定期間ごとに徴収するものとする。
- 第二十二条 部費の管理および会計は、会計が全責任を持って行うものとする。金銭的な問題が生じたときは、全部員により、その対処法を検討するものとする。

- 第二十三条 部費の収支に異議がある者は、総会においてそれを申し立てるものとする。
第二十四条 部費は本部の活動を円滑に運営、維持していく上で必要不可欠なものである。従って、この行為を全部員に義務づけるものとする。
第二十五条 会計年度は毎年12月1日に始まり11月末日を以って終わりとする。

第五章（部室、機材、共有物）

- 第二十六条 部室は部員が共有して使えるものとし、部員は活動を円滑に行うために部室内の環境に配慮し活動する。
第二十七条 部室での音だしは、近隣の住民や、他団体の迷惑にならぬよう配慮し、決められた音だし時間を厳守する。
第二十八条 また、本部室は当分の間、部室棟N101として活動を行う。
第二十九条 部費により購入した備品、機材等は、部員が共同で使えるものとする。
第三十条 部の機材を部外に持ち出す場合、使用機材のパート責任者もしくは部長の許可を必要とする。
第三十一条 これらの器物を破損した場合、これが明らかに個人の不注意と認められる場合破損した個人がその修理代の一部または全額を負担する。

第六章（請願・届等）

- 第三十二条 下記事項に該当する場合は部長宛に届けるものとする。
1 病気、その他の事情により欠席する場合。
2 会議等に出席できない場合。
3 長期に亘り本部を休む場合。
4 退部を希望する場合。
第三十三条 第三十二条の請願・届等を怠った者は役員会の会合により、勧告、除名などに相当する処置をとる。

第七章（罰則）

- 第三十四条 次の事項に該当した場合には役員会の議を経て、部長は退部等の処置を取る。
1 部費を6ヶ月以上滞納した者。
2 本部の風紀、秩序を乱し又素行不良で改善見込がないと認められた者。
3 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。
第三十五条 本部の活動を連続して無断で欠席、または遅刻した者は役員会の会合により勧告、除名などの処置をとる。

第八章（付則）

- 第三十六条 部則改正は総会により、民主的な協議の上で行うものとする。
第三十七条 入部は原則として期日、学部、性別、経験等に関係なく認め、必要事項を役員会に提出するものとする。

平成19年10月1日 施行